

○三条市保内地区交流拠点施設条例施行規則

平成28年4月28日

規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、三条市保内地区交流拠点施設条例（平成27年三条市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用許可の申請)

第2条 条例第8条第1項の規定により三条市保内地区交流拠点施設（以下「交流拠点施設」という。）の貸施設（以下「貸施設」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

(使用許可申請の受付期間)

第3条 使用許可申請の受付は、使用日の3月前の日の属する月の初日からとする。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(使用の許可)

第4条 指定管理者は、第2条の使用許可申請書を受理したときは、これを審査し、使用の許可を決定したときは、使用許可書（様式第2号）を、使用の不許可を決定したときは使用不許可通知書（様式第3号）を申請者に交付しなければならない。

2 前項の使用許可書を受けた者（以下「使用者」という。）は、係員から請求があったときは、いつでも使用許可書を提示しなければならない。

(使用の変更又は取消し)

第5条 使用者は、許可を受けた事項を変更し、又は取消しをしようとするときは、使用変更・取消申請書（様式第4号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理したときは、変更の可否を決定し、使用変更・取消許可（不許可）通知書（様式第5号）を申請者に交付しなければならない。

(利用料金の減免)

第6条 条例第11条の規定により貸施設の利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用料金減免申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、前項の申請書を受理したときは、減免の可否を決定し、利用料金減免決定通知書（様式第2号）を申請者に交付しなければならない。

(利用料金の還付)

第7条 条例第12条の規定による利用料金の還付額は、次の各号に掲げる場合の区分に応

じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 使用者の責任によらない事由により、使用することができなくなった場合 利用料金の全額
- (2) 使用者が使用日前30日までに使用の取消しを申し出た場合 利用料金の100分の50に相当する額
- (3) 前2号に定めるもののほか、指定管理者が正当な事由があると認めた場合 その都度指定管理者が定める額

2 条例第12条の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申請書（様式第6号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請書を受理したときは、還付の可否を決定し、申請者に利用料金還付決定通知書（様式第7号）を交付し、還付するものとする。

（使用場所の立入り）

第8条 指定管理者は、交流拠点施設の管理上必要があると認めるときは、使用者の使用場所に立ち入ることができる。

（点検）

第9条 使用者は、交流拠点施設の施設設備等の使用を終了したときは、直ちに指定管理者に届け出て点検を受けなければならない。

（建物及び設備等の損傷又は滅失の届出）

第10条 使用者は、交流拠点施設の建物及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちに建物及び設備等損傷・滅失届書（様式第8号）を指定管理者に提出しなければならない。

（市による管理）

第11条 条例第18条の規定により市長が交流拠点施設の管理の業務を行う場合にあっては、第2条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

（その他）

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月29日から施行する。

（三条市行政組織規則の一部改正）

2 三条市行政組織規則（平成17年三条市規則第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

様式第1号（第2条、第6条関係）

三條市保内地区交流拠点施設 使用許可申請書
利用料金減免

年 月 日

（宛先）

住所

氏名

（団体の場合は担当者名も記載してください。）

電話（ ） —

【使用許可申請書】

次のとおり三條市保内地区交流拠点施設を使用したいので許可を申請します。

※太線内を記入してください。

使用日	年 月 日 ～ 年 月 日			
使用目的				
使用場所	使用時間	使用時間数	時間額	利用料金
☐ 庭園体験館和室1	: ~ :	:		円
☐ 庭園体験館和室2	: ~ :	:		円
			小計	円
使用器具				
入場予想人員				円
入場料	有(円)・無			円
			営利又は営業を目的とする場合	円
			営利又は営業を目的としない場合	円
☐ 植木等見本園	使用区画番号 ()		小計	円

【利用料金減免申請書】

上記申請の施設利用料金について、次の理由により、減免を受けたいので申請します。

(理由)

利用料金	円
減免額	円
減免後の額	円

様式第2号（第4条、第6条関係）

三条市保内地区交流拠点施設 使用許可書
利用料金減免決定通知書

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ 様

電話() _____

印

【使用許可書】

年 月 日付けで申請のあった三条市保内地区交流拠点施設の使用について次のとおり許可します。

使用日	年 月 日 ～ 年 月 日			
使用目的				
使用場所	使用時間	使用時間数	時間額	利用料金
☐ 庭園体験館和室1	: ~ :	:		円
☐ 庭園体験館和室2	: ~ :	:		円
			小計	円

営利又は営業を目的としない場合	円
営利又は営業を目的とする場合	円

☐ 植木等見本園	使用区画番号()	小計	円
---------------------------------	-----------	----	---

【利用料金減免決定通知書】

上記使用許可の利用料金に係る減免申請について、右のとおり決定したので通知します。

利用料金	円
減免額	円
減免後の額	円

様式第3号（第4条関係）

三条市保内地区交流拠点施設使用不許可通知書

住 所 _____

氏 名 _____ 様

年 月 日付けで申請のあった三条市保内地区交流拠点施設の使用について、次の理由により不許可と決定したので通知します。

年 月 日

印

許可できない理由

様式第4号（第5条関係）

三条市保内地区交流拠点施設使用変更・取消申請書

年 月 日

(宛先)

住 所 _____

氏 名 _____

年 月 日 第 _____ 号で三条市保内地区交流拠点施設の使用の許可を受けましたが、次により変更・取消しをしたいので申請します。

1 変更の理由

2 取消しの理由

様式第 5 号（第 5 条関係）

三条市保内地区交流拠点施設使用変更・取消許可（不許可）決定通知書

住 所

氏 名 様

年 月 日付けで申請のあった三条市保内地区交流拠点施設の使用の変更・取消しについて、許可・不許可と決定したので通知します。

年 月 日

印

（不許可の場合）

許可できない理由

様式第 6 号(第7条関係)

三条市保内地区交流拠点施設利用料金還付申請書 年 月 日 (宛先) 住所 氏名 年 月 日付け申請した三条市保内地区交流拠点施設利用について、 次により利用料金の還付を受けたいので申請します。			
使 用 目 的			
使 用 日 時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分		
使 用 予 定 人 員	人	※ 還 付 額	円
利 用 料 金	円	※ 還 付 後 の 額	円
還付を必要とする 理 由			

備考 ※の欄は、記入しないでください。

三條市保内地区交流拠点施設利用料金還付決定通知書

住所

氏名

様

年

月

日

付けで申請のあった三條市保内地区交流拠点施設の利用料金の還付申請について次のように決定したので通知します。

年

月

日

印

利 用 料 金	還 付 額	還 付 後 の 額
円	円	円

様式第 8 号（第10条関係）

三条市保内地区交流拠点施設建物及び設備等損傷・滅失届出書

年 月 日

(宛先)

住 所

氏 名

年 月 日三条市保内地区交流拠点施設を使用中、次のように設備等を損傷・滅失したので届け出ます。

損傷、滅失した設備等の状況

様式第 1 号 (第 2 条、第 6 条関係)

様式第 2 号 (第 4 条、第 6 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 5 条関係)

様式第 6 号 (第 7 条関係)

様式第 7 号 (第 7 条関係)

様式第 8 号 (第 10 条関係)